

石川県教育委員会公印規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第二條 公印は次の各号に掲げる印章をいい、その管守はそれぞれ当該各号の者（以下「管守者」という。）が行うものとする。</p> <p>一 五略</p> <p>六 教育機関の印</p> <p>七 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: right;">教育機関の長</p>	<p>第二條 公印は次の各号に掲げる印章をいい、その管守はそれぞれ当該各号の者（以下「管守者」という。）が行うものとする。</p> <p>一 五略</p> <p>六 教育機関（体育施設管理事務所及び武道館を含む。以下同じ。）の印</p> <p>七 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: right;">教育機関の長</p> <p style="text-align: right;">             庁 中 一 般              出 先 機 関              教 育 機 関              武 道 館              体 育 施 設 管 理 事 務 所           </p>